

第58号議案

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年7月9日

提 出 者 文京区教育委員会

教 育 長 丹羽 恵玲奈

文京区教育委員会規則第 号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成十二年三月三十日文教委規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「文京区教育委員会規則（以下「区規則」という。）」を「教育委員会規則」に改める。

第六条第一項、第八条第一項及び第二項並びに第八条の二第二項中「区規則」を「教育委員会規則」に改める。

第十四条第四項第二号中「及び第十八条」を「第十八条及び第十八条の三」に改め、同項に次の一号を加える。

九 育児休業法第十九条第一項の規定により部分休業を承認されて勤務しなかった期間

第二十九条の二第一項中「含む」の下に「。以下この項において同じ。」又は満十二歳に達する日以後の最初の四月一日から満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある次に掲げる子（以下「障害児等」という）を加え、同項に次の各号を加える。

一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている子

二 東京都愛の手帳交付要綱（四十二民児精発第五十八号）第五条第一項の規定により愛の手帳の交付を受けている子（他の道府県知事等から療育手帳の交付を受けている子を含む。）

三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている子

四 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同

項の主務大臣が定める程度である子

五 前各号に掲げる者に準ずる者として委員会が認める子

第三十条第一項中「区規則」を「教育委員会規則」に改め、同条第十二項中「正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて」を削り、同項ただし書を削る。

第三十条の二第二項中「正規の勤務時間の始め又は終わりに」を削り、同条第三項中「又は条例第十八条の第三項の規定による子育て部分休暇」を「（以下「第一号部分休業」という。）又は次条第五項に規定する第一号子育て部分休暇」に、「当該部分休業又は当該子育て部分休暇」を「当該第一号部分休業又は当該第一号子育て部分休暇」に改める。

第三十条の三第一項を次のように改める。

条例第十八条の三第一項の教育委員会規則で定める当該職員の子は、満十二歳に達する日以後の最初の四月一日から満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある障害児等とする。

第三十条の三第八項を同条第十四項とし、同条第七項第二号を次のように改める。

二 職員が第三項変更をしたとき。

第三十条の三第七項第三号を削り、同項を同条第十三項とし、同条第六項を同条第十二項とし、同条第五項に次の後段及び各号を加え、同項を同条第十一項とする。

また、次に掲げる場合については、承認することができない。

一 第二号部分休業に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている職員について、第一号子育て部分休暇の申請があった場合

二 第一号部分休業に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている職員について、第二号子育て部分休暇の申請があった場合

第三十条の三第四項中「の申請」の下に「、第二項申出及び第三項変更」を加え、同項ただし書中「子育て部分休暇承認申請書」を「子育て部分休暇簿」に改め、同項を同条第十項とし、同条第三項中「養育を必要とする事由を確認する必要があると認めるときは、」を「次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号の事由等に係る」に改め、同項に次の各号を加え、同項を同条第九項とする。

一 養育を必要とする事由を確認する必要があると認める場合

二 第二項申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより第三項変更をしなければ当該子育て部分休暇に係る子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認める場合

第三十条の三第二項中「職員の育児休業等に関する条例第十五条の規定による部分休業」を「第一号部分休業」に、「子育て部分休業」を「第一号子育て部分休業」に、「当該部分休業」を「当該第一号部分休業」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7 第二項第二号に掲げる範囲内で申請する子育て部分休暇（以下「第二号子育て部分休暇」という。）の承認は、一時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める時間数の第二号子育て部分休暇を承認することができる。

一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて申請があつたとき。 当該勤務時間の時間数

二 第二号子育て部分休暇の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて申請があつたとき。 当該残時間数

8 職員の育児休業等に関する条例第十五条の二の規定による部分休業（以下「第二号部分休業」という。）の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する第二号子育て部分休暇の承認については、第二項第二号に掲げる時間から、当該第二号部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うもの

とする。

第三十条の三第一項の次に次の四項を加える。

2 条例第十八条の三第一項に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）の申請をしようとする職員は、四月一日から翌年三月三十一日までの期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲のうちいずれの範囲内で当該期間における子育て部分休暇を申請するかを委員会に申し出るものとする。

一 一日につき二時間を超えない範囲内

二 一年につき七十七時間三十分を超えない範囲内

3 前項の規定による申出（以下「第二項申出」という。）をした職員は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他当該申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該申出内容の変更（以下「第三項変更」という。）をしなければ当該職員の子の養育に著しい支障が生じると委員会が認める場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

4 第二項申出をした職員は、当該申出をした範囲内（第三項変更をした場合にあつては、その変更後の範囲内）において、子育て部分休暇を申請することができる。

5 第二項第一号に掲げる範囲内で申請する子育て部分休暇（以下「第一号子育て部分休暇」という。）の承認は、三十分を単位として行うものとする。

第三十条の四、第三十条の五第一項、第三十条の六及び第三十条の七中「区規則」を「教育委員会規則」に改める。

第三十条の七の次に次の七条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等）

第三十条の八 条例第十八条の六第一項第一号の教育委員会規則で定める制度又は措置（以下「出生時両立支援

制度等」という。）は、次に掲げる制度又は措置とする。

- 一 育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務
 - 二 育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業
 - 三 条例第十一条第一項の規定による深夜勤務の制限
 - 四 条例第十一条の二第一項の規定による超過勤務の制限
 - 五 条例第十一条の三第一項の規定による超過勤務の制限
 - 六 条例第十七条第一項に規定する育児時間
 - 七 条例第十七条第一項に規定する出産協力休暇
 - 八 条例第十七条第一項に規定する子の看護等休暇
 - 九 条例第十八条の三に規定する子育て部分休暇
 - 十 第五条の二第二項第一号に掲げる場合の条例第七条第二項の規定による休憩時間の短縮
- 第三十条の九 条例第十八条の六第一項第一号の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 出生時両立支援制度等
- 二 出生時両立支援制度等の請求先、申告先又は申請先
- 三 地方公務員等共済組合法第七十条の五第一項に規定する育児時短勤務手当金その他これに相当する給付に
関する必要な事項

第三十条の十 条例第十八条の六第一項又は第二項の規定により、職員に対してこれらの項の各号に掲げる措置を講じる場合は、次の各号に掲げるいずれかの方法（第三号に掲げる方法については、当該職員が希望する場合に限る。）によって行わなければならない。

- 一 面談による方法

二 書面を交付する方法

三 電子メール等の送信による方法（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

第三十条の十一 条例第十八条の六第一項第三号及び第二項第三号の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 始業又は終業の時刻

二 勤務の場所

三 業務量の調整

四 前三号に掲げる事項のほか、委員会が別に定める事項

第三十条の十二 条例第十八条の六第二項の教育委員会規則で定める期間は、三歳に満たない子を養育する職員の子が、一歳十一月に達する日の翌々日から二歳十一月に達する日の翌日までの一年間とする。

第三十条の十三 条例第十八条の六第二項第一号の教育委員会規則で定める制度又は措置（以下「育児期両立支援制度等」という。）は、次に掲げる制度又は措置とする。

一 育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務

二 育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業

三 条例第十一条第一項の規定による深夜勤務の制限

四 条例第十一条の二第一項の規定による超過勤務の制限

五 条例第十一条の三第一項の規定による超過勤務の制限

六 条例第十七条第一項に規定する子の看護等休暇

七 条例第十八条の三に規定する子育て部分休暇

八 第五条の二第二項第一号に掲げる場合の条例第七条第二項の規定による休憩時間の短縮

第三十条の十四 条例第十八条の六第二項第一号の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 育児期両立支援制度等

二 育児期両立支援制度等の請求先、申告先又は申請先

別記様式第十二号を次のように改める。

子育て部分休暇簿

申出対象期間	年度
--------	----

所属	氏名

1 申請に係る子	氏名	続柄等	生年月日
			年 月 日

2 申出	申出月日	申出の内容（①又は②を記入）	※申出の内容（変更後の内容も共通） ① 1日につき2時間を超えない範囲内（第1号子育て部分休暇） ② 1年につき規則で定める時間（10日相当）を超えない範囲内（第2号子育て部分休暇）
	月 日		

3 変更（第1回目）	変更月日	変更後の内容（①又は②を記入）	変更が必要な事情	特別の事情の有無（有又は無を記入）	係長	承認権者
	月 日					

3 変更（第2回目）	変更月日	変更後の内容（①又は②を記入）	変更が必要な事情	特別の事情の有無（有又は無を記入）	係長	承認権者
	月 日					

4 備考	
------	--

（注）
第1号子育て部分休暇の申請は別紙1、第2号子育て部分休暇の申請は別紙2を用いること。

第1号子育て部分休暇の申請の場合

別紙1

年度

整理番号	※子育て部分休暇の申請をする期間				※申請月日	承認			出勤簿 整理	備考
	月日	毎日／曜日等	時間	申請者		係長	承認権者			
1	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日						
2	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日						
3	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日						
4	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日						
5	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日						
6	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日						
7	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日						
8	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日						
9	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日						
10	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日						

(※職員は印の欄を記入の上、申請者印の欄に押印する。)

第2号子育て部分休暇の申請の場合

別紙2

年度

第2号子育て部分休暇の時間数

時間

分

整理番号	※ 子育て部分休暇の申請をする期間		※ 申請時間数	※ 残時間数	※ 申請月日	承認			出勤簿 整理	備考
	月 日	時 間				申請者	係長	承認権者		
1	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					
2	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					
3	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					
4	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					
5	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					
6	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					
7	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					
8	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					
9	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					
10	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					

(※職員は印の欄を記入の上、申請者印の欄に押印する。)

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第三十条の三の規定による子育て部分休暇の申出及び当該申出内容の変更並びに申請は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 改正後の規則第三十条の三第二項第二号に掲げる範囲内において、この規則の施行の日から令和八年三月三十一日までの間における幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年三月文京区条例第二十九号）第十八条の三第一項に規定する子育て部分休暇の申請をする場合における同号の規定の適用については、同号中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」とする。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成十二年教育委員会規則第十五号）新旧対照表

改正後（案）	現行
○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則 平成十二年三月三十日 文教委規則第十五号 第一条～第四条（略） 第五条 条例第六条第一項の<u>教育委員会規則</u>で定める期間は、当該週休日の属する週とする。ただし、やむを得ないと認められるときは、当該週休日を起算日とする四週間前の日から当該週休日を起算日とする八週間後の日までの期間とする。 2～5（略） 第五条の二（略） 第六条 条例第九条の<u>教育委員会規則</u>で定める断続的な勤務（以下「宿日直勤務」という。）は、次の各号に掲げる勤務とする。 一 本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、緊急の文書の収受及び庁舎の監視を目的とする勤務 二 緊急又は非常の事態に備えて待機する勤務 三 前二号に掲げる勤務に準ずるものとして委員会が定める勤務 2～4（略） 第七条（略）	○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則 平成十二年三月三十日 文教委規則第十五号 第一条～第四条（略） 第五条 条例第六条第一項の<u>文京区教育委員会規則（以下「区規則」という。）</u>で定める期間は、当該週休日の属する週とする。ただし、やむを得ないと認められるときは、当該週休日を起算日とする四週間前の日から当該週休日を起算日とする八週間後の日までの期間とする。 2～5（略） 第五条の二（略） 第六条 条例第九条の<u>区規則</u>で定める断続的な勤務（以下「宿日直勤務」という。）は、次の各号に掲げる勤務とする。 一 本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、緊急の文書の収受及び庁舎の監視を目的とする勤務 二 緊急又は非常の事態に備えて待機する勤務 三 前二号に掲げる勤務に準ずるものとして委員会が定める勤務 2～4（略） 第七条（略）

第八条 条例第十一条第一項の民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者は、同法第六条の四第一号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている当該児童とする

2 条例第十一条第一項の職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 深夜において就業していない者（深夜における就業日数が一月について三日以下の者を含む。）であること。
- 二 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。
- 三 六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）以内に出産する

第八条 条例第十一条第一項の民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として区規則で定める者は、同法第六条の四第一号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている当該児童とする

2 条例第十一条第一項の職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして区規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 深夜において就業していない者（深夜における就業日数が一月について三日以下の者を含む。）であること。
- 二 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。
- 三 六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）以内に出産する

予定である者又は産後八週間を経過しない者でないこと。

3～9（略）

第八条の二（略）

2 条例第十一条の三第一項の教育委員会規則で定める時間は、一月について二十四時間、一年について百五十時間とする。

3～10（略）

第九条～第十三条（略）

第十四条（略）

2～3（略）

4 一（略）

二 条例第十五条、第十六条（日を単位とする場合を除く。）、第十七条、第十八条及び第十八条の三の規定による休暇により勤務しなかった期間

三～八（略）

九 育児休業法第十九条第一項の規定により部分休業を承認されて勤務しなかった期間

第十四条の二～第二十九条（略）

（子の看護等休暇）

第二十九条の二 子の看護等休暇は、十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子（配偶者等の子を含む。以下この項において同じ。）又は満十二歳に達する日以後の最初の四月一日から満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある次に掲げる

予定である者又は産後八週間を経過しない者でないこと。

3～9（略）

第八条の二（略）

2 条例第十一条の三第一項の区規則で定める時間は、一月について二十四時間、一年について百五十時間とする。

3～10（略）

第九条～第十三条（略）

第十四条（略）

2～3（略）

4 一（略）

二 条例第十五条、第十六条（日を単位とする場合を除く。）、第十七条条及び第十八条_____に規定する休暇により勤務しなかった期間

三～八（略）

（新設）

第十四条の二～第二十九条（略）

（子の看護等休暇）

第二十九条の二 子の看護等休暇は、十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子（配偶者等の子を含む。）_____

子（以下「障害児等」という。）を養育する職員が当該子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして定める当該子の世話若しくは学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十条の規定による学校の休業その他これに準ずる事由に伴う当該子の世話を行うこと又は当該子の教育若しくは保育に係る行事への参加をすることをいう。第五項において同じ。）のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。

一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている子

二 東京都愛の手帳交付要綱（四十二民児精発第五十八号）第五条第一項の規定により愛の手帳の交付を受けている子（他の道府県知事等から療育手帳の交付を受けている子を含む。）

三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている子

四 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度である子

五 前各号に掲げる者に準ずる者として委員会が認める子

2 子の看護等休暇は、一会計年度において、日又は時間を単位として、前項に規定する子一人につき五日（当該子が二人以上の場合にあっては、十日）以内で承認する。ただし、子の看護等休暇の残日数の

_____を養育する職員が当該子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして定める当該子の世話若しくは学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十条の規定による学校の休業その他これに準ずる事由に伴う当該子の世話を行うこと又は当該子の教育若しくは保育に係る行事への参加をすることをいう。第五項において同じ。）のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。

2 子の看護等休暇は、一会計年度において、日又は時間を単位として、前項に規定する子一人につき五日（当該子が二人以上の場合にあっては、十日）以内で承認する。ただし、子の看護等休暇の残日数の

全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを承認することができる。

3 前項の規定にかかわらず、勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員の子の看護等休暇は、一時間を単位として承認する。ただし、勤務日の正規の勤務時間全てについて、子の看護等休暇の請求があった場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として承認することができる。

4 一時間を単位として承認された子の看護等休暇（勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、前項ただし書の規定により時間数を単位として承認された子の看護等休暇を含む。）を日に換算する場合は、七時間四十五分（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の一日当たりの平均勤務時間（五分未満の端数があるときは、これを切り上げて五分単位にした時間））をもって一日とする。

5 委員会は、子の看護等休暇を承認するときは、当該子の看護等を必要とすることを確認できる証明書等の提出を求めることができる。

第二十九条の三（略）

（介護休暇）

第三十条 条例第十八条第一項に規定する教育委員会規則で定める者は、次の各号に掲げる者であって職員と同居しているもの（第一号から第三号まで、第八号及び第九号に掲げる者を除く。）とする。

全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを承認することができる。

3 前項の規定にかかわらず、勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員の子の看護等休暇は、一時間を単位として承認する。ただし、勤務日の正規の勤務時間全てについて、子の看護等休暇の請求があった場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として承認することができる。

4 一時間を単位として承認された子の看護等休暇（勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、前項ただし書の規定により時間数を単位として承認された子の看護等休暇を含む。）を日に換算する場合は、七時間四十五分（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の一日当たりの平均勤務時間（五分未満の端数があるときは、これを切り上げて五分単位にした時間））をもって一日とする。

5 委員会は、子の看護等休暇を承認するときは、当該子の看護等を必要とすることを確認できる証明書等の提出を求めることができる。

第二十九条の三（略）

（介護休暇）

第三十条 条例第十八条第一項に規定する区規則で定める者は、次の各号に掲げる者であって職員と同居しているもの（第一号から第三号まで、第八号及び第九号に掲げる者を除く。）とする。

- 一 祖父母
- 二 兄弟姉妹
- 三 孫
- 四 父母の配偶者
- 五 配偶者等の父母の配偶者
- 六 子の配偶者
- 七 配偶者等の子
- 八 同性パートナー
- 九 同性パートナーの父母

2～11 (略)

12 時間を単位とする介護休暇は_____、一日を通じ四時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該四時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を限度として利用することができる。

13～17 (略)

(介護時間)

第三十条の二 (略)

2 介護時間の承認は、_____一日につき二時間を超えない範囲内で、三十分を単位として行うものとする。

- 一 祖父母
- 二 兄弟姉妹
- 三 孫
- 四 父母の配偶者
- 五 配偶者等の父母の配偶者
- 六 子の配偶者
- 七 配偶者等の子
- 八 同性パートナー
- 九 同性パートナーの父母

2～11 (略)

12 時間を単位とする介護休暇は、正規の勤務時間の始め又は終わりににおいて、一日を通じ四時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該四時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を限度として利用することができる。ただし、当該日の他の休暇、職務専念義務の免除等及び当該介護休暇によりその日のすべての正規の勤務時間について勤務しないこととなる場合には、当該日の当該介護休暇は承認しない。

13～17 (略)

(介護時間)

第三十条の二 (略)

2 介護時間の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりに、一日につき二時間を超えない範囲内で、三十分を単位として行うものとする。

3 職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月文京区条例第八号）第十五条の規定による部分休業（以下「第一号部分休業」という。）又は次条第五項に規定する第一号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する介護時間の承認については、一日につき二時間から当該第一号部分休業又は当該第一号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

4～7（略）

（子育て部分休暇）

第三十条の三 条例第十八条の三第一項の教育委員会規則で定める当該職員の子は、満十二歳に達する日以後の最初の四月一日から満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある障害児等とする。

2 条例第十八条の三第一項に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）の申請をしようとする職員は、四月一日から翌年三月三十一日までの期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該期間における子育て部分休暇を申請するかを委員会に申し出るものとする。

一 一日につき二時間を超えない範囲内

二 一年につき七十七時間三十分を超えない範囲内

3 前項の規定による申出（以下「第二項申出」という。）をした職員は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したとその他当該申出時に予測することができなかった事実が生じたこと

3 職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月文京区条例第八号）第十五条の規定による部分休業_____

又は条例第十八条の三第一項の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する介護時間の承認については、一日につき二時間から当該_____部分休業又は当該_____子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

4～7（略）

（子育て部分休暇）

第三十条の三 子育て部分休暇の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりに、一日につき二時間を超えない範囲内で、三十分を単位として行うものとする。

（新設）

（新設）

により当該申出内容の変更（以下「第三項変更」という。）をしなれば当該職員の子の養育に著しい支障が生じると委員会が認める場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

4 第二項申出をした職員は、当該申出をした範囲内（第三項変更をした場合にあっては、その変更後の範囲内）において、子育て部分休暇を申請することができる。

5 第二項第一号に掲げる範囲内で申請する子育て部分休暇（以下「第一号子育て部分休暇」という。）の承認は、三十分を単位として行うものとする。

6 第一号部分休業、条例第十七条第一項の規定による育児時間又は条例第十八条の二第一項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する第一号子育て部分休暇の承認については、一日につき二時間から当該第一号部分休業、当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

7 第二項第二号に掲げる範囲内で申請する子育て部分休暇（以下「第二号子育て部分休暇」という。）の承認は、一時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める時間数の第二号子育て部分休暇を承認することができる。

一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて申請があったとき。
当該勤務時間の時間数

二 第二号子育て部分休暇の残時間数に一時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて申請があったとき。 当該

（新設）

（新設）

2 職員の育児休業等に関する条例第十五条の規定による部分休業、条例第十七条第一項の規定による育児時間又は条例第十八条の二第一項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する子育て部分休暇の承認については、一日につき二時間から当該部分休業、当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

（新設）

残時間数

- 8 職員の育児休業等に関する条例第十五条の二の規定による部分休業（以下「第二号部分休業」という。）の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する第二号子育て部分休暇の承認については、第二項第二号に掲げる時間から、当該第二号部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
- 9 委員会は、子育て部分休暇について、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号の事由等に係る証明書等の提出を求めることができる。
- 一 養育を必要とする事由を確認する必要があると認める場合
 - 二 第二項申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより第三項変更をしなければ当該子育て部分休暇に係る子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認める場合
- 10 子育て部分休暇の申請、第二項申出及び第三項変更は、これを利用する日の前日までに庶務事務システムに所要事項を入力することにより行うものとする。ただし、これにより難い場合は、子育て部分休暇簿（別記様式第十二号）及び子育て部分休暇承認取消申請書（別記様式第十二号の二）により行うことができる。
- 11 委員会は、子育て部分休暇の申請について、条例第十八条の三第一項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該申請に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。また、次に掲げる場合には、承認することができない。

（新設）

- 3 委員会は、子育て部分休暇について、養育を必要とする事由を確認する必要があると認めるときは、証明書等の提出を求めることができる。
- 4 子育て部分休暇の申請 は、これを利用する日の前日までに庶務事務システムに所要事項を入力することにより行うものとする。ただし、これにより難い場合は、子育て部分休暇承認申請書（別記様式第十二号）及び子育て部分休暇承認取消申請書（別記様式第十二号の二）により行うことができる。
- 5 委員会は、子育て部分休暇の申請について、条例第十八条の三第一項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該申請に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

一 第二号部分休業に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている職員について、第一号子育て部分休暇の申請があった場合

二 第一号部分休業に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている職員について、第二号子育て部分休暇の申請があった場合

12 子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇を取得している職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。

13 委員会は、次に掲げる事由があるときは、子育て部分休暇の承認を取り消すものとする。

一 子育て部分休暇を取得している職員が当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなったとき。

二 職員が第三項変更をしたとき。

14 職員は、子育て部分休暇に係る子の養育状況に変更が生じた場合には、庶務事務システムに所要事項を入力することにより委員会に届け出なければならない。ただし、これにより難い場合は、養育状況変更届（別記様式第十二号の三）により行うことができる。

第三十条の四 条例第十八条の四第一項の教育委員会規則で定める制度

（新設）

（新設）

6 子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇を取得している職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。

7 委員会は、次に掲げる事由があるときは、子育て部分休暇の承認を取り消すものとする。

一 子育て部分休暇を取得している職員が当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなったとき。

二 子育て部分休暇を取得している職員について当該子育て部分休暇に係る子以外の子に係る子育て部分休暇を承認しようとするとき。

三 子育て部分休暇を取得している職員について当該子育て部分休暇の内容と異なる内容の子育て部分休暇を承認しようとするとき。

8 職員は、子育て部分休暇に係る子の養育状況に変更が生じた場合には、庶務事務システムに所要事項を入力することにより委員会に届け出なければならない。ただし、これにより難い場合は、養育状況変更届（別記様式第十二号の三）により行うことができる。

第三十条の四 条例第十八条の四第一項の区規則で定める制度又は措置

又は措置（以下「介護両立支援制度等という。」）は、次に掲げる制度又は措置とする。

- 一 条例第十八条第一項に規定する介護休暇
- 二 条例第十八条の二第一項に規定する介護時間
- 三 条例第十一条第二項の規定において準用する同条第一項の規定による深夜勤務の制限
- 四 条例第十一条の二第二項の規定において準用する同条第一項の規定による超過勤務の制限
- 五 条例第十一条の三第二項の規定において準用する同条第一項の規定による超過勤務の制限
- 六 条例第十七条第一項に規定する短期の介護休暇
- 七 第五条の二第二項第三号に掲げる場合の条例第七条第二項の規定による休憩時間の短縮

第三十条の五 条例第十八条の四第一項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 介護両立支援制度等
- 二 介護両立支援制度等の請求先、申告先又は申請先
- 三 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第七十条の四第一項に規定する介護休業手当金その他これに相当する給付に関する必要な事項

2（略）

第三十条の六 条例第十八条の四第一項の教育委員会規則で定める措置（第三号に掲げる措置にあっては、職員が希望する場合に限る。）

（以下「介護両立支援制度等という。」）は、次に掲げる制度又は措置とする。

- 一 条例第十八条第一項に規定する介護休暇
- 二 条例第十八条の二第一項に規定する介護時間
- 三 条例第十一条第二項の規定において準用する同条第一項の規定による深夜勤務の制限
- 四 条例第十一条の二第二項の規定において準用する同条第一項の規定による超過勤務の制限
- 五 条例第十一条の三第二項の規定において準用する同条第一項の規定による超過勤務の制限
- 六 条例第十七条第一項に規定する短期の介護休暇
- 七 第五条の二第二項第三号に掲げる場合の条例第七条第二項の規定による休憩時間の短縮

第三十条の五 条例第十八条の四第一項の区規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 介護両立支援制度等
- 二 介護両立支援制度等の請求先、申告先又は申請先
- 三 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第七十条の四第一項に規定する介護休業手当金その他これに相当する給付に関する必要な事項

2（略）

第三十条の六 条例第十八条の四第一項の区規則で定める措置（第三号に掲げる措置にあっては、職員が希望する場合に限る。）は、次に掲

は、次に掲げる措置とする。

- 一 面談
- 二 書面の交付
- 三 電子メール等の送信（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

（勤務環境の整備に関する措置）

第三十条の七 条例第十八条の五第一項第三号の教育委員会規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 職員の介護両立支援制度等の利用に関する事例の収集及び職員に対する当該事例の提供
- 二 職員に対する介護両立支援制度等及び介護両立支援制度等の利用の促進に関する方針の周知

（妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等）

第三十条の八 条例第十八条の六第一項第一号の教育委員会規則で定める制度又は措置（以下「出生時両立支援制度等」という。）は、次に掲げる制度又は措置とする。

- 一 育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務
- 二 育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業
- 三 条例第十一条第一項の規定による深夜勤務の制限
- 四 条例第十一条の二第一項の規定による超過勤務の制限
- 五 条例第十一条の三第一項の規定による超過勤務の制限
- 六 条例第十七条第一項に規定する育児時間

げる措置とする。

- 一 面談
- 二 書面の交付
- 三 電子メール等の送信（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

（勤務環境の整備に関する措置）

第三十条の七 条例第十八条の五第一項第三号の区規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 職員の介護両立支援制度等の利用に関する事例の収集及び職員に対する当該事例の提供
- 二 職員に対する介護両立支援制度等及び介護両立支援制度等の利用の促進に関する方針の周知

（新設）

- 七 条例第十七条第一項に規定する出産協力休暇
- 八 条例第十七条第一項に規定する子の看護等休暇
- 九 条例第十八条の三に規定する子育て部分休暇
- 十 第五条の二第二項第一号に掲げる場合の条例第七条第二項の規定による休憩時間の短縮

第三十条の九 条例第十八条の六第一項第一号の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 出生時両立支援制度等
- 二 出生時両立支援制度等の請求先、申告先又は申請先
- 三 地方公務員等共済組合法第七十条の五第一項に規定する育児時短勤務手当金その他これに相当する給付に関する必要な事項

第三十条の十 条例第十八条の六第一項又は第二項の規定により、職員に対してこれらの項の各号に掲げる措置を講じる場合は、次の各号に掲げるいずれかの方法（第三号に掲げる方法については、当該職員が希望する場合に限る。）によって行わなければならない。

- 一 面談による方法
- 二 書面を交付する方法
- 三 電子メール等の送信による方法（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

第三十条の十一 条例第十八条の六第一項第三号及び第二項第三号の教

（新設）

（新設）

（新設）

育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 始業又は終業の時刻

二 勤務の場所

三 業務量の調整

四 前三号に掲げる事項のほか、委員会が別に定める事項

第三十条の十二 条例第十八条の六第二項の教育委員会規則で定める期間は、三歳に満たない子を養育する職員の子が、一歳十一月に達する日の翌々日から二歳十一月に達する日の翌日までの一年間とする。

(新設)

第三十条の十三 条例第十八条の六第二項第一号の教育委員会規則で定める制度又は措置（以下「育児期両立支援制度等」という。）は、次に掲げる制度又は措置とする。

(新設)

一 育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務

二 育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業

三 条例第十一条第一項の規定による深夜勤務の制限

四 条例第十一条の二第一項の規定による超過勤務の制限

五 条例第十一条の三第一項の規定による超過勤務の制限

六 条例第十七条第一項に規定する子の看護等休暇

七 条例第十八条の三に規定する子育て部分休暇

八 第五条の二第二項第一号に掲げる場合の条例第七条第二項の規定による休憩時間の短縮

第三十条の十四 条例第十八条の六第二項第一号の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 育児期両立支援制度等

二 育児期両立支援制度等の請求先、申告先又は申請先

第三十一条～第三十三条（略）

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この規則による改正後の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第三十条の三の規定による子育て部分休暇の申出及び当該申出内容の変更並びに申請は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

（経過措置）

3 改正後の規則第三十条の三第二項第二号に掲げる範囲内において、この規則の施行の日から令和八年三月三十一日までの間における幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年三月文京区条例第二十九号）第十八条の三第一項に規定する子育て部分休暇の申請をする場合における同号の規定の適用については、同号中

（新設）

第三十一条～第三十三条（略）

（新設）

「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」とする。

別記様式第十二号（第30条の3関係）（略）

別記様式第十二号（第30条の3関係）（略）